

主な指摘事項【軽費老人ホーム】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
設備・運営	入所申込者等に対する説明等	重要事項説明書及び契約書(以下、契約書等)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保管期限について、「サービス実施日から5年間」と記載されていたため、「サービス完了の日から5年間」に修正すること。	1件
設備・運営	利用料の受領	令和4年度分の入所者からの費用徴収額の算定に係る対象収入の取扱いについて確認したところ、以下のとおり一部に算定誤り等の項目を確認した。 ①必要経費として認められる租税は、所得税、住民税、相続税、贈与税のところ、固定資産税を必要経費に計上していたものがあつた。 ②支払った医療費の総額から保険金等で補てんされる金額を控除した額を必要経費として計上するところ、支払った医療費の総額に保険金等で補てんされる金額を加算した額を必要経費に計上していたものがあつた。 ③支払った介護サービスの利用料を必要経費として計上するところ、市が支払った保険者負担額も含めて必要経費に計上していたものがあつた。 ④対象収入の算定の根拠となる資料が保管されていないものがあつた。 ⑤対象収入の算定にあたって算入された値が、対象収入の算定の根拠となる資料の値と異なるものがあつた。 ⑥入居者のうち一定額以上の年金受給者が、施設へ対象収入の算定の根拠となる資料を提出していなかった場合に、費用徴収額を階層1(最低額)で決定していたものがあつた。 上記項目を踏まえたうえで、入居者からの費用徴収額を算定し直し、入居者又はその家族に対し、サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、適正な利用料を徴収するとともに、市が交付している令和4年度分の明石市軽費老人ホーム運営費補助金については、今後提出予定の「軽費老人ホーム運営事業実績報告書(様式第6号)」において、適正な報告を行い、補助金額の精査を行うこと。 また、平成30年度から令和3年度の期間にかけて、入居者からの費用徴収額に本指摘事項と同様の算定誤りがないかを自主精査し、その結果を市高齢者総合支援室に書面にて報告すること。	1件
設備・運営	サービスの提供の方針	・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施すること。	1件

計3件